

○高山村農作物被害対策事業費補助金交付要綱

平成27年3月31日

要綱第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高山村内で農業経営を行う者が、野生動物（イノシシ、カモシカ等）による農作物被害を防止することを目的とした防護対策に係る経費の一部について補助金を交付することに関し、高山村補助金等に関する規則（平成2年高山村規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 高山村内で農業経営を行う者
- (2) 2戸以上の複数戸で共同設置する者。ただし、隣接する農地がない場合又は既に隣接する農地に防護対策が実施してある場合は、この限りでない
- (3) その他村長が認めた者

(対象となる農地等)

第3条 この補助金の交付の対象となる農地等は、次の各号に掲げる要件を満たす農地等とする。

- (1) 農業の目的に供される土地
- (2) 農作物の防護対策を目的とした補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去に補助金の交付を受けた機械等の耐用年数が経過している場合又は利用権の設定等により、過去に補助金の交付を受けた者以外が耕作する場合は、この限りでない

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 この補助金の対象となる経費は、農作物の防護対策に要する資材の購入費及び農作物の防護対策に必要な電源の引込み工事に要する経費とし、上限は500,000円未満とする。

- 2 設置に要する労賃、作業工具及び機械借り上げ料等は補助金の対象外とする。
- 3 この補助金の補助率は、補助金の対象となる経費の50%以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 農作物被害対策事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) その他村長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、設置が完了したときは、設置の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 農作物被害対策事業実績書(別記様式第3号)
- (2) 収支精算書(別記様式第4号)
- (3) 財産管理台帳(別記様式第5号)
- (4) その他村長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。